

唐津市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱

平成 24 年 4 月 1 日

告示第 122 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 8 条の規定に基づき、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性をより一層向上させるため、その公表を行う手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に伴う測量、設計、調査等の業務委託（以下「業務」という。）とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることとしたもの並びに公共の安全及び秩序の維持に密接に関連する工事で市の行為を秘密にする必要があるものは除く。

(公表の内容)

第 3 条 公表する文書等は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の競争入札参加資格を定める公告文書
- (2) 建設工事等入札資格者名簿（佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）の規定により決定された等級を準用）
- (3) 唐津市建設工事等請負契約に係る指名基準等要領（平成 17 年庁達第 10 号）

2 次の各号に掲げる場合において公表する入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した場合
 - ア 入札方式並びに工事（業務）の名称及び場所並びに契約期間
 - イ 競争入札参加資格
 - ウ 入札執行課名及び入札日
 - エ 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
 - オ 競争参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由

- カ 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
 - キ 落札者の商号又は名称及び落札金額並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額
 - ク 最低制限価格未満の入札者の商号又は名称
 - ケ 低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果
 - コ 予定価格
 - サ 最低制限価格（最低制限価格を設けた建設工事に限る。）又は低入札調査基準価格（低入札調査基準価格を設けた建設工事に限る。）
 - シ 契約の内容
 - （ア）契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - （イ）工事（業務）の名称、場所、種別及び概要
 - （ウ）契約期間
 - （エ）契約金額
 - ス 契約金額を変更した場合は、シに掲げる事項及び契約変更の理由
- (2) 指名競争入札及び公募型指名競争入札に付した場合
- ア 入札方式並びに工事（業務）の名称及び場所並びに契約期間
 - イ 入札執行課名及び入札日
 - ウ 公募型指名競争における競争入札参加資格
 - エ 指名した者の商号又は名称
 - オ 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
 - カ 落札者の商号又は名称及び落札金額並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額
 - キ 指名理由（工事に限る。）
 - ク 最低制限価格未満の入札者の商号又は名称
 - ケ 低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果
 - コ 予定価格

サ 最低制限価格（最低制限価格を設けた建設工事に限る。）又は低入札調査基準価格（低入札調査基準価格を設けた建設工事に限る。）

シ 契約の内容

（ア）契約の相手方の商号又は名称及び住所

（イ）工事（業務）の名称、場所、種別及び概要

（ウ）契約期間

（エ）契約金額

ス 契約金額を変更した場合は、シに掲げる事項及び契約変更の理由

(3) 随意契約によることとした場合

ア 契約の相手方を選定した理由

イ 予定価格

ウ 契約の内容

（ア）契約の相手方の商号又は名称及び住所

（イ）工事（業務）の名称、場所、種別及び概要

（ウ）契約期間

（エ）契約金額

エ 契約金額を変更した場合は、ウに掲げる事項及び契約変更の理由

（公表の時期）

第4条 公表の時期は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した場合

ア 第3条第2項第1号アからウまでに掲げる事項は、入札公告の時に公表するものとする。

イ 第3条第2項第1号エからケまで及びサに掲げる事項は、落札者決定後（随意契約によることとした場合は、契約の相手方及び契約金額の決定後。次号において同じ。）速やかに公表するものとする。

ウ 第3条第2項第1号コ（予定価格が200万円を超える工事及び100万円を超える業務に限る。）に掲げる事項は、入札公告の時に公表するものとする。

る。

エ 第3条第2項第1号コ（予定価格が200万円以下の工事及び100万円以下の業務に限る。）並びにシ及びスに掲げる事項は、契約締結後速やかに公表するものとする。

(2) 指名競争入札及び公募型指名競争入札に付した場合

ア 第3条第2項第2号アからウまでに掲げる事項（公募型指名競争入札の場合に限る。）は、公告の時に公表するものとする。

イ 第3条第2項第2号ア及びイ（指名競争入札の場合に限る。）並びにコ（予定価格が200万円を超える工事及び100万円を超える業務に限る。）に掲げる事項は、指名通知の際に公表するものとする。

ウ 第3条第2項第2号エからケまで及びサに掲げる事項は、落札者決定後速やかに公表するものとする。

エ 第3条第2項第2号コ（予定価格が200万円以下の工事及び100万円以下の業務に限る。）並びにシ及びスに掲げる事項は、契約締結後速やかに公表するものとする。

(3) 随意契約によることとした場合

第3条第2項第3号に掲げる事項は、契約締結後速やかに公表するものとする。

（公表の期間）

第5条 第3条第1項第1号の公告文書及び同項第3号の指名基準等要領は、常時公表するものとする。

2 第3条第1項第2号の建設業者施行能力等級表は、当該建設業者施行能力等級表が有効である期間中公表するものとする。

3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を公表する期間は、契約日（入札が不調又は不落となった場合は入札予定日又は入札日とし、落札者を決定した場合で契約を締結しなかったときは落札決定日とする。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までとする。

（公表の方法）

第6条 公表の方法は、インターネットを利用して閲覧に供する方法によることとし、唐津市ホームページにおいて公表する。

(公表の書式等)

第7条 公表の書式等は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第2項第1号アからウまでに掲げる事項及び同項第2号アからウまでに掲げる事項（公募型指名競争入札の場合に限る。）は、公告の写し
- (2) 第3条第2項第1号エ及びオに掲げる事項は、競争参加資格確認結果書（第1号様式）
- (3) 第3条第2項第1号カからクまで、コ及びサ並びに同項第2号ア及びイに掲げる事項（指名競争入札の場合に限る。）及び同号エからコまでに掲げる事項は、入札内容成績表（第2号様式）
- (4) 第3条第2項第1号ケに掲げる事項は、低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果（第3号様式）
- (5) 第3条第2項第3号アからウまでに掲げる事項は、随意契約結果書（第4号様式）
- (6) 第3条第2項第1号シ及び同項第2号サに掲げる事項は、契約の内容（第5号様式）
- (7) 第3条第2項第1号ス、同項第2号シ及び同項第3号エに掲げる事項は、変更契約の内容（第6号様式）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(唐津市建設工事等競争入札実施要綱の一部改正)

- 2 唐津市建設工事等競争入札実施要綱（平成20年告示第197号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年告示第243号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年10月1日以後に実施する建設工

事等の競争入札から適用する。

附 則（平成 26 年告示第 60 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 82 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は同日以後に公告又は指名等を行う競争入札から適用する。

附 則（平成 28 年告示第 61 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の規定は同日以後に指名等を行う競争入札から適用する。

附 則（平成 31 年告示第 75 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に実施する建設工事等の競争入札から適用する。

附 則（令和元年告示第 41 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市建設工事等競争入札実施要綱及び唐津市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱の規定に基づき使用されている様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

附 則（令和元年告示第 93 号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年 10 月 1 日以後に実施する建設工事等の競争入札から適用する。

附 則（令和 4 年告示第 76 号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の唐津市物品購入の単価契約公表要綱、唐津市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱及び唐津市入札結果等の公表要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に公告若しくは指名通知を行う競争入札又は見積依頼を行う随意契約から適用する。

附 則（令和４年告示第９３号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和４年４月１日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則（令和６年告示第８１号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和６年４月１日以後に公告又は指名を行う競争入札から適用する。

附 則（令和６年告示第２１１号）

この要綱は、令和６年１０月１日から施行し、この要綱による改正後の唐津市物品購入の単価契約公表要綱、唐津市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱及び唐津市入札結果等の公表要綱の規定は、同日以後に公告若しくは指名通知を行う競争入札又は見積依頼を行う随意契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。